

11 月 2 日県政経営幹事会議概要（共生社会づくり条例部分）

■開催日時

平成 30 年 11 月 2 日（金）午前 8 時 45 分～

■開催場所

危機管理センター 2 階 災害対策室 10

■主な意見

問：「障害の社会モデル」に関して資料 1 では、その普及を図るとされているが、普及することで理解を深め、社会的障壁を取り除くことが大事なのであって、誤解をまねかないか。

答：障害の社会モデルの考え方から合理的配慮の不提供が差別にあたるとされており、その合理的配慮を促進するため第 2 章の義務付けの強化や相談体制の整備などをこの条例で規定しているところ。

問：あっせんのところで、あっせんは双方が納得しないと解決しないものであるが、一方があっせん案に応じない場合にはどうなるのか？

答：あっせんは対話的手法であり、今回の条例で知事の附属機関として設置する共生社会づくり委員会が双方の意見を聞いてあっせん案を提示するもの。そのあっせん案に片方が納得できず応じない場合には、条例上規定があり、その時点であっせんの手続きは終了となる。

問：県民政策コメントは条例原案ではなく条例要綱案で実施するものか？

答：基本的には資料 3 の条例要綱案で実施する。要綱案は、ほぼ条例原案をトレースしたのとなっており、ご意見を出していただける内容となっていると考えている。